土砂災害に備えよう

場所や避難路を家族と話し合 ら自宅の裏山を見たり、 の危険箇所を確認し、 金となり発生しています。 土砂災害に備え、 を奪う土石流 長雨や大雨が引き し、普段か家の周り

l所の確認など、詳しくは配事前の備えや土砂災害危険

ブック」 た ージをご覧ください。 または、 「中野市: 防災ガイド 市公式ホー

なときは要注

りがする」 意するとともに、 ラと小石が落ちている」な 信建設事務所に連絡してくだ 機管理防災係または長野県北 ためらわず避難しましょう。 たり危ないと感じたときは、 災害の前触れの情報や災害 普段と違う状況を発見し 市役所危機管理課危 「裏山からパラパ 「山鳴

情報などが掲載されています sabo-nagano.jp/dps/ jsp?disp=000000)には、 ages/DispManager. Ш 砂防情 長野県ホー (h t t p : / / w w w ご活用ください。 報 ステー 雨量

に関する質問

砂災害警戒情報や土砂災

砂災害110至長野県北信建設 注意報・警報発令中にず いただけます。 5時15分まで、 0269(8)0773平日午前8時 番設事 または、 30分から 窓務口所

危機管理課危機管理防災係問い合わせ先 お寄

土砂災害防災訓練を



5月25日出、土砂災害防止に関する理 解を深めていただこうと、倭地区を対象 に土砂災害防災訓練を実施しました。

当日は、市役所内で災害対策本部設置 訓練を行い、続いて、倭小学校体育館 で、土砂災害を想定した情報収集訓練や 住民避難訓練などを実施しました。

防災行政無線の 放送内容が確認できます

市では、平常時や災害発生時の情報伝達体 制を確保し、市民の皆さんの安全を守るため、 防災行政無線屋外子局を市内に 132 基設置し ています。住宅地のほぼ全域を通報可能範囲 としましたが、住宅の構造や風向き、スピー カーの向きや近隣の交通事情などにより、聞 きとりにくい状況になる場合があります。

こうした場合、以下の方法によって放送内 容を確認することができますので、ご利用く ださい。

①NTT一般加入電話や携帯電話から確認 する

(フリーダイヤル)

 $0\ 1\ 2\ 0 - 8\ 9\ 2 - 5\ 6\ 0$

②市公式ホームページから確認する

URL http://www.city.nakano.nagano.jp (パソコン・スマートフォン)

「トップページの左側:お役立ちサービ ス」⇒「防災行政無線の内容」

(携帯電話)

「トップページ防災情報」⇒「防災行政 無線放送|

水道メーターの 斉交換を行 ま

前に、 期間が8年と定められている 交換期間 れたメーター 交換対象 交換します。 「計量法」により、その有効 水道メーター(量水器)は 新しい水道メーターに 市では有効期間の満了 平成17年に製造さ 7月下旬~12月上

メーター交換に当たって

メーターの交換費用は市が なります。 た場合は、 負担しますので、お客様へ はがきでお知らせします。 6月1日現在で、 繕などの別工事を依頼され せてメーターボックスの修 ただし、メーター交換と併 の費用請求はありません。 を設置中の方には、事前に メーター(閉栓中も含む) お客様の負担と 対象の

メーター交換は市が委託し た水道工事業者が行います 作業をさせていただきます。 お、ご不在の場合でも交換 かじめご了解ください。 の立ち入りについて、あら ので、交換作業時の敷地へ

> 打ち合わせてください。 すので、 日時などを水道工事業者と 交換時は一時断水となりま 都合が悪い場合は

- ください。 交換工事後、メーター付近 合は、上下水道課へご連絡 から漏水などを発見した場
- メーターボックスの上に物 う、ご協力をお願いします。 を置いたり、駐車しないよ

漏水の早期発見のために

①宅内の蛇口などを全て閉め はご確認ください。 すので、次の順序で月に一度 ターで確認することができま 漏水している場合、水道メー ただくことになっています。 として、お客様に管理してい てください。 敷地内にある水道管は原則 水道メーターより宅地側で

定工事店へ修理を依頼してく ③銀色のパイロットをご確認 ②量水器のふたを開け、 メーターをご覧ください。 漏水している場合は、 る可能性があります。 回っていれば、漏水してい いただき、パイロットが 水道

 \vdash ッ

ださい。その際の修理費用は あります) 定工事店一覧表を掲載して び市公式ホームページに指 お客様のご負担となります。 (「くらしの便利帳」およ

すが、 ※漏水箇所がボイラー、温水 えない場所での漏水に対して 様負担」となります。 (下水 は、料金の軽減措置がありま 道使用料などは例外あり) 「漏水した料金の半分はお客 なお、土の中など、 の軽減対象になりません) ださい。(原則として、料金 取り付けた業者へご連絡く 市指定工事店または器具を 器、給湯設備などの場合、 水道料金は原則として 目に見

問い合わせ先

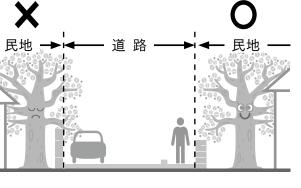
道路への枝の〝はみ出し ご注意ください

せんか? になります。 になるなど、交通事故の原因 を悪化させたり、通行の障害 み出た《樹木の枝は、見通し どは道路に゛はみ出て゛いま 夏節です。 植物が繁茂する季 道路や歩道に゛は お宅の樹木な

▲銀色のパイロ

お願いします。 移植、伐採など適切な管理を にはみ出ないよう、枝打ち、 樹木の所有者の方は、道路

市で



こ 事女が発生した場合は、所これに起因して車両や歩行者 災宝 こともあります。 は枝の伐採などは行いませ 適切に管理する義務があり、 有地内に存在する樹木などを ん。個人で伐採などができな 有者の管理責任が問われ、 い場合は、造園業者などにご 台によっては賠償請求される | 場合を除き、 ||など緊急性がある

場

幅50タシ、直径30タシぐらいに束 \ \ 0 円の証紙シールを張る) ね、ひもでしっかり縛り、 に基づいて処分してくださ ようお願いします。 みと資源物の正しい分け方」 伐採した枝などは、全 なお、野外焼却は行わな (直径125%以下のものを い

相談ください。

問い合わせ先 道路河川課監理係 (22) 2 1 1 1 (内線263)